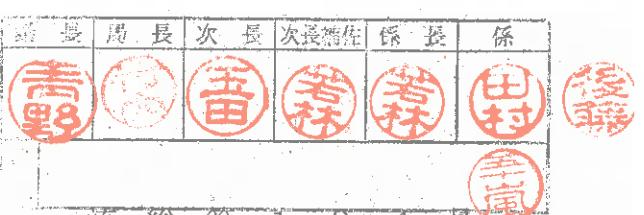


大



流 総 第 1 3 4 号

令和元年 1 月 27 日

流山市議会議長 青野 直 様

流山市長 井崎 義治



資料の提出について

令和元年 1 月 15 日付け流議第 292 号で依頼のあったこのことについて、下記のとおり提出します。

記

1 提出資料

第二次中間報告書

2 提出部数

1 部

担当

総務部総務課庶務係

新倉・斎藤

内線 244



第二次中間報告書

令和元年5月31日

流山市いじめ対策調査会

はじめに～市長への報告義務をもつ報告書としての本第二次中間報告書の位置づけ等について～

本第二次中間報告書は、後述の A が被害者となった中学校におけるいじめ事案（以下、「本件」とする。）について、調査の結果明らかになった事実等を報告するものである。

現時点で最終報告書をとりまとめるとはせず、基本的に平成30年3月までに生じた事実を対象に、現時点で確認できることをとりまとめるものである。

本件に関しては、平成29年12月27日付で流山市いじめ対策調査会（以下、「調査会」とする。）から流山市教育委員会（以下、「市教委」とする。）に対して、

の中間報告書（本第二次中間報告書においては「第一次中間報告書」と呼ぶべきものである。以下、単に「中間報告書」と記した場合には平成29年12月27日付の中間報告書を指すものとする。）を提出している。中間報告書に記したように、本件に関して関連する事実の範囲が非常に広範であり、短時間で全貌を明らかにしうるものではないと考えられ、

中間報告書を提出し、市教委並びに B 中学校に対して中間報告書の内容をふまえた A への支援を求めたものである。

本第二次中間報告書は、中間報告書に記した内容を含め、調査によって明らかになった事実等を記したものである。市教委及び B 中学校においては、本第二次中間報告書の内容を真摯に受け止め、引き続き A への支援並びに再発防止に取り組んでいただきたい。

本件に関しては A が受けた被害をこの背景にある学校や市教委の対応に関する問題点が甚だしく広範囲にわたるため、本第二次中間報告書においても全貌を網羅的に明らかにできたと言えるものではないため、最終報告書でなく第二次中間報告書という形をとっている。しかしながら、本第二次中間報告書は、調査会が正式にとりまとめた報告書であり、他の生徒から長期間にわたって A が受けてきた苦痛や、A が受ける苦痛を止めるどころかさらに強くしてしまった学校や市教委の対応における問題について、市教委や学校、さらには流山市がそれぞれ自らのあり方を真摯に問い合わせ直す必要があることについて理解を得るには十分な内容を含んだものとなっているはずである。本第二次中間報告書は調査会から教育長に提出されるものであるが、いじめ防止対策推進法第30条第2項が定めるように教育長は本第二次中間報告書の内容を市長に報告する義務を負っていることを確認されたい。

以下、特に断りがない場合、生徒の学年や市教委職員、教員等の肩書きは
ものである。また、関係者の名前のアルファベット表記は中間報告書どおりである。

1. 对象生徒

A (平成29年度当該流山市立B中学校3年生、男子)

2 事案の概要

対策推進法第28条第1号が定める重大事態（いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき）に該当すると判断した。

遅くとも同年4月の時点でいじめ防止対策推進法第28条第2号が定める重大事態（いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき）の要件も満たしていると言える。

正式に重大事態として認められた時期が3月下旬であることをふまえれば、重大事態として認められるべきであった時期についても検討がなされる必要がある。この点については、後述する。

平成29年8月2日、市教委は流山市いじめ防止対策推進条例第17条第3項にもとづき、調査会に本事案について重大事態としての調査を依頼した。調査会は、調査会を基盤とした調査組織（以下、「調査委員会」）

どする。) を設け、調査を行っている。なお、本件が重大事態として認められてから調査会に調査が依頼されるまでの経緯については後述する。

本第二次中間報告書では、当初、

また、本件に関する事実の確認
及び再発防止策の検討についての必要性から、

3. 調査組織及び調査の経緯

本件調査にあたっては、調査会が設置した調査委員会が調査を行った。調査委員会は、調査開始時点において、調査会の 5 名の委員のうち、被害者と一定の関係を有していた 1 名の委員を除く 4 名に千葉県弁護士会推薦の 1 名の委員を加えた 5 名によって構成された。また、調査補助者として弁護士 1 名及び精神科医 1 名を加えた。さらに、平成 31 年 2 月に医師 1 名が加わった。

調査委員会の委員及び調査補助者は以下の通りである。

委員（6名）

[REDACTED]

調査補助者（2名）

[REDACTED]

これまで、以下の日程で会議及び聴取を行ったほか、日常的に電子メールを使用して状況の共有や意見交換を行っている。聴取はすべて複数（基本的に 2 名）の委員あるいは調査補助者で行った。また、A への聴取の際には A 及び A 保護者の代理人である弁護士同席のもとで聴取を行った。他の生徒への聴取において保護者

の同席希望があった場合には保護者同席のもとで聴取を行った。

平成 29 年

8月 27 日(日) 第 1 回調査委員会

9月 2 日(土)

9月 7 日(木)

9月 21 日(木)

10月 1 日(日)

10月 9 日(月)

10月 10 日(火)

10月 14 日(土)

10月 21 日(土)

10月 23 日(月)

10月 30 日(月) 第 2 回調査委員会

11月 2 日(木)

11月 19 日(日)

12月 3 日(日)

12月 5 日(火)

12月 10 日(日)

12月 12 日(火)

平成 30 年

2月 2 日(金)

2月 8 日(木)

3月 6 日(火)

3月 14 日(水) 第 3 回調査委員会

8月 15 日(水)

平成 31 年(令和元年)

1月 6 日(日)

5月 12 日(日)

調査補助者(精神科医)より意見書

の提出を得ている。この意見書は中間報告書にも添付したものであるが、本第二次中間報告書にも別紙として添付する。

また、[REDACTED] 同年 9 月 10 日、調査委員会より市教委指導課に対して事実確認等のための質問を文書で送付し、同年 9 月 21 日及び 9 月 28 日、指導課より 2 回に分けて回答が提出されている。これらのうち同年 9 月 21 日の回答に関しては、調査委員会より同年 9 月 28 日に指導課に対して再質問を文書で送付し、同年 10 月 15 日に指導課より回答が提出されている。

さらに、平成 30 年 12 月 10 日に A 及び A 保護者の代理人に対して調査会より第二次中間報告書案を提示したところ、平成 31 年 3 月 15 日、A 及び A 保護者の代理人より調査会に対して、平成 29 年 2 月頃の経緯に関する意見書が提出された。これを受け、調査会ではスポーツ庁、千葉県教育庁、千葉県教育庁東葛飾教育事務所（以下、「東葛飾教育事務所」とする。）、市教委に対して関連する資料の提出を求め、それより資料の提出を受けている。

この他、A 保護者及び市教委指導課には必要に応じてメールで事実確認、資料提供等の連絡をしている。

4. 流山市のいじめ防止体制

4.1. 体制の概要

流山市においては、いじめ防止対策推進法第 12 条等に基づき、流山市いじめ防止対策推進条例（平成 27 年 4 月 1 日施行）及び流山市いじめ防止基本方針を定め、いじめ防止対策推進法第 14 条第 1 項に基づくいじめ問題対策連絡協議会として流山市いじめ問題対策連絡協議会を、いじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項に基づく附属機関として調査会を設置している。流山市では、いじめ防止対策推進法の制定や千葉県いじめ防止対策推進条例の制定を受け、流山市いじめ防止対策推進条例及び流山市いじめ防止基本方針を定めた。教育長によれば、条例制定にあたっては、「相手の気持ちに立って考える」と「組織として対応する」ことの 2 点を重視した。しかしながら、条例の条文自体は法律と大きく変わるものではなく、教育長あるいは市教委の何らかの考えが具体的に条文に反映されているとまでは言えない。

4.2. 調査会の状況

条例の定めるところにより、平成 27 年度、調査会が発足し、平成 27 年 7 月に委員委嘱ならびに第 1 回調査会が行われた。ただし、委員の日程調整が不十分だった結果、複数の欠席者があり、条例に定められている会長の選任は行われなかった。第 1 回調査会においては会長の選任を後日行うこととされていたが、その後も、2 年以上にわたり、会長が選任されることはなかった。会長が選任されたのは初期の委員が 2 年間の任期を終え、2 期目に入つて以降の平成 29 年 8 月である。

2 年以上にわたり会長が選任されていなかったことについて教育長は認識しておらず、教育長としては条例の規定に従つて会長が選任され、適切に調査会が運営されていると考えていたという。

なお、会長の選任の問題に限らず、市教委の調査会への対応については深刻な問題が見られる。こうした課題については、6.7. ケにおいて詳述する。

4.3. 学校と市教委との連絡体制

条例制定前後で、各学校と市教委とのいじめ問題に関する連絡体制に大きな変化はなかった。市教委においては、いじめ問題について指導課が所管し、基本的に生徒指導担当指導主事1名と課長補佐1名が対応している。各学校で深刻ないじめ事案が生じた際には、基本的に書面でなく、校長が市教委事務局を訪れる等して口頭で指導課の指導主事等に報告し、指導課が把握することとなる。指導課長は教育長に報告し、教育長からの指示を仰ぎつつ、学校に対する指導を行う。また、いじめ重大事態等の深刻な問題が生じた場合には、所定の様式に従って学校が事故報告書を市教委に提出することとなっている。

5. B中学校のいじめ防止体制

5.1. 体制の概要

B中学校ではいじめ防止対策推進法第13条に基づきいじめ防止基本方針を定めており、同基本方針は学校ホームページにおいて公開されている。また、いじめ防止対策推進法第22条に基づく校内のいじめの防止等の対策のための組織としては、校長、教頭、生徒指導主事、各学年の長期欠席担当教諭、養護教諭、スクールカウンセラーから成る「いじめ防止対策委員会」が設けられている。ただし、後述のように、この「いじめ防止対策委員会」が適切に機能していたかどうかについては、検証が必要である。

5.2. いじめ防止対策委員会の状況

B中学校の校長g、教頭fらによれば、同校の「いじめ防止対策委員会」は、月に2回程度開かれる教育相談部会の一つとして会議が開かれている。会議の対象となる生徒は、長期欠席をしている生徒であり、会議の内容は長期欠席の原因や対応状況を報告することが主である。そのため、会議の対象はいじめを受けた生徒に限定されておらず、会議の目的も、個別の事案に対する対応方法の検討のためというよりも、報告及び情報共有が主なものとなっている。会議の内容については、議事録等に残してはいない。個別のいじめ事案についての対応方法については、担任、学年主任、生徒指導主任、教頭及び校長等で適宜打ち合わせをして決定しているとされている。なお、会議の内容について議事録等を残していないことは組織的な対応を行う上で望ましくないと考えられ、教育長も「議事録を残さないという対応はまずかったと考える」と述べている。また、正式な議事録でなくても各参加者は何らかのメモをとっているはずであるが、そうしたメモも調査会には提出されていない。このため、調査委員会ではB中学校の対応について記録に基づいて精査することができていない。

A保護者によれば、

月に2回程度の教育相談部会としての開催で「いじめ防止対策委員会」がいじめ問題への組織的な対応ができるものとして機能していたかどうかについては、検証

が必要である。

5.3.学校に対する市教委の指導の状況

市教委としては、千葉県からの通知を踏まえて、校長会や教頭会を通じて、流山市いじめ防止基本方針に定められているとおりに、組織を作るようとの指導は行っていた。しかしながら、具体的な組織モデルを学校に示したりということはしておらず、実際に学校内でどのような会議が行われていたかという個別の事情については、把握していない。

6.本件事案に関する主な事実経過

6.1.

前述のように本第二回中間報告書は基本的に中学校においてAが受けたいじめを対象としており、小学校時代のいじめ被害についての直接の調査は行っていない。しかしながら、小学校におけるいじめ被害が中学校におけるいじめ被害にも影響を与えていることが考えられることから、市教委から調査委員会に提出された資料をもとにA及びA保護者から聞き取った内容を加えた最小限の範囲で小学校におけるいじめ被害の経緯について以下に述べる。

なお、

すでに調査会に調査が付託されており、別途調査が実施され、調査報告書が作成される予定である。小学校における事案については当時から重大事態の要件を構成していたことは明白であり、平成29年12月提出の中間報告書でも重大事態である旨を指摘していたにもかかわらず、重大事態としての認定までこれほどまでに時間がかかっていること自体が問題であり、なぜこのように時間がかかったのかについての検証が求められる。

イ

Aは

C小学校はいじめを行

つたと考えられる児童からの聞き取り等の対応を行った（市教委提出資料及びA保護者やAからの聽取によ

る)。不登校期間より A が受けたいじめはいじめ防止対応委員会が定める第 2 号重大事態に該当することは明らかであり、第 1 号重大事態にも該当する可能性があるが、C 小学校も市教委も、当時 A が受けた被害について、いじめ防止対策推進法第 28 条に定める重大事態と認めて調査を行う等の対応をとっていない。

今後、小学校時代の案件の調査においてあらためて経緯を確認する必要がある。

C 小学校における A のいじめ被害についての B 中学校の対応及び認識は以下の通りである。小学校から中学校への申し送りについては、本件に限らず、必ず行われているものである。通常は、3 月頃、担任同士や養護教諭同士で行われている。

この時点において、C 小学校から B 中学校に対して、A をさらなるいじめ被害から徹底的に守る必要があることが伝えられたとは考えにくい。

C 小学校と B 中学校の教頭間で、学級編制と安全確保、A と別クラスにする必要がある生徒や同じクラスにする生徒等について再確認を行ったとのことである。

工

C 小学校における A のいじめ被害についての市教委の対応及び認識は以下の通りである。当時、ケース会

議が開かれ、市教委にも案件報告があった。

市教委指導課の回答によれば、

[REDACTED]

ことが記されている。

指導課の認識としては、

C 小学校側は基本的にはその要望を全て容れ、対応していくようと思ふとのことである。

しかしながら、重大事態認定をめぐる経緯については、A 保護者の説明や関係資料との間に深刻な乖離がある。

まず、A 保護者によれば、

[REDACTED]
こうしたことが事実だとすれば、これらの連絡をもって重大事態としての対応がなされる必要があった。

また、A 保護者によれば、

[REDACTED]
なお、当時の「出席確認」の状況については、小学校時代の案件の調査において、具体的に確認される必要がある。

A 保護者としては、

[REDACTED]
A 側代理人が C 小学校との打合せでどのような説明をしたのかについては、具体的な事実を確認する必要がある。

いずれにしても、C 小学校における A のいじめ被害が重大事態としての要件を満たしていたことは明白であり、小学校時代の案件の調査においては重大事態認定をめぐる経緯について詳しく確認することが求められる。

6.2.

ア クラスでの生活について

A 保護者によれば、

また、A 保護者によれば、

A 保護者によれば、

1

A 保護者によれば、

いじめ防止対策推進法は第19条でインターネットを通じて行われるいじめへの対応を学校に義務付けており、LINEでのトラブルについて学校が対応を拒否したとすれば、いじめ防止対策推進法に違反していると言える。

ウ 部活動について

A 44

なお、Aによれば▼

工 学校への相談の状況

Aによれば、

AやA保護者は、

ただし、A 保護者としては

才 学校の対応及び認識

なれば、人間学者によれば

力 市教委の対応及び認識

この時期には A に対して B 中学校から市教委に対して報告等はなされておらず、市教委として特段の対応

はなされていない。

ただし、A の小学校時代のいじめ被害が重大事態相当であったことを考えれば、市教委は A の状況を継続的に確認するべきであったはずであるので、特段の対応をしなかったこと自体に問題があると言える。

ア クラスにおける状況

2年次になるにあたり、クラス替えが行われた。

A 保護者によれば、

A は

A は

記されている。

保護者によれば、

A 保護者によれば、

イ 部活動の状況

Aによれば、

アによれば、

この

顧問教員Ⅰの言動に関する評価については 8.1において後述する。

△保護者によれば、

△保護者によれば、

6.4.

ア

△保護者によれば、

イ

・ A 及び A 保護者によれば、

・ A 及び A 保護者によれば、

・ A 及び A 保護者によれば、

・ A によれば、

・ A 保護者によれば、

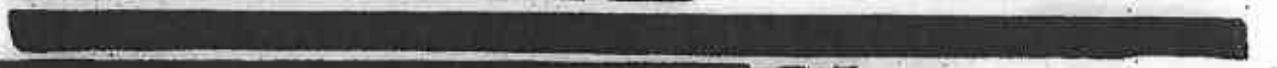
4 部活動の状況

A 保護者によれば、

A 翻譯者によれば、

A 保護者によれば、

また、A保護者によれば、



6.5.



ア



A 保護者によれば、

A 保護者によれば、

A保護者によれば、

A保護者によれば、

ウ クラスにおける状況

Aによれば、

Aによれば、

Aは、

Aによれば、

工部活動の状況

△によれば、

Aによれば、

オ 学校の対応及び認識

A 保護者によれば、

Aによれば、

教頭によれば、

This image shows a page from a document that has been heavily redacted. The page is filled with numerous thick, horizontal black bars of varying lengths, which completely obscure the original text. There are approximately 20 such bars, each covering several lines of the page. The bars are irregular in width, creating a textured appearance across the entire surface. The background is a light gray, and the redacted areas appear as solid black rectangles.

A 保護者によれば、

いじめ防止対策推進法は、行為者の意図とは無関係に、ある児童生徒の行為が他の児童生徒に苦痛を与えた場合にそうした行為をいじめと認め、事実確認等の対応を行うことを学校に求めている。この時点で A は明示的にいじめ被害を繰り返し訴えていたのであるから、いじめ防止対策推進法の定義に従えばいじめが起きている状態がすでに生じていた。仮にこうした状況で学校側は「いじめはない」と断言したとすれば、そうした学校側の態度は被害者側に深刻な絶望を与えるものであり、自殺や不登校の危険性を高める可能性があるものと解されるべきである。本件において、校長^gや

なお、A保護者によれば、

力 市教委の対応及び認識

A dense grid of horizontal black bars on a white background. The bars are evenly spaced and extend across the width of the frame. There are approximately 20-25 bars in total, creating a strong visual texture.

流山市いじめ

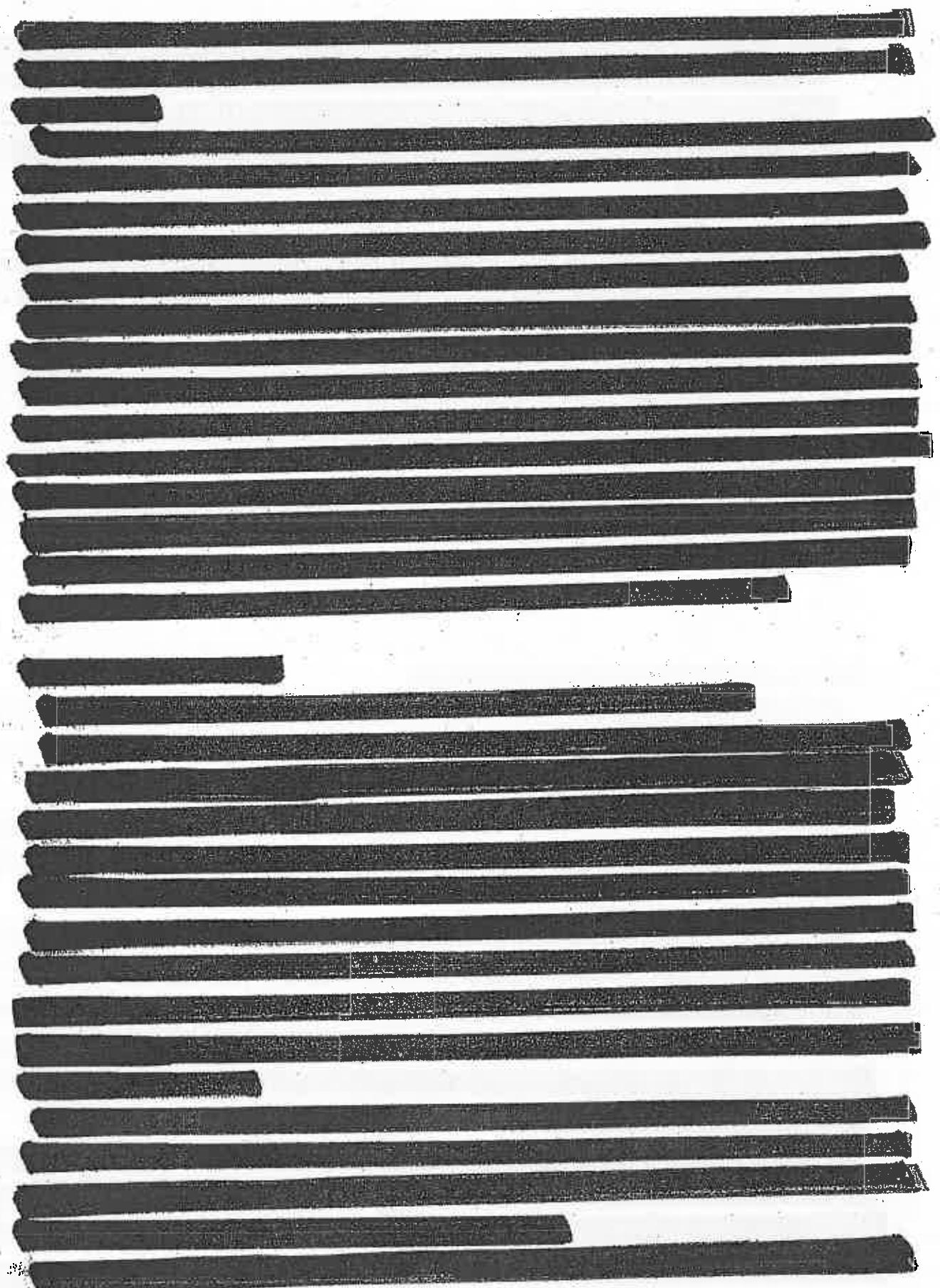
防止基本方針には、いじめの発見や通報を受けたときの学校の対応として、「いじめを受けた児童等及びその児童等を助けようとした児童等を守ることを最優先するとともに、いじめを行う児童等に対しては、毅然とした態度で指導し、事情や心情を開き取りながら、必要に応じて心理や福祉の専門家等の協力を得て継続的な支援を行います」とある。

ア クラスにおける状況

Aによれば、

Aによれば、

The image consists of a vertical column of approximately 30 horizontal bars. These bars are solid black and vary slightly in width, creating a textured pattern against a white background. The bars are evenly spaced and extend across the width of the frame. There is no text, handwriting, or any other graphical elements present.



The image consists of a uniform grid of horizontal black bars. These bars are evenly spaced and extend across the width of the frame. The background is a solid, light color, providing a stark contrast to the dark bars. The bars themselves are of a consistent thickness and appear to be made of a solid, opaque material.

The image consists of a grid of horizontal black bars of varying lengths, arranged in rows. The bars are solid black and have a slightly irregular, organic shape. They are set against a plain white background. The grid is composed of approximately 20 rows, with each row containing between 5 and 10 bars. The overall effect is a minimalist, abstract pattern.

オ 学校の対応及び認識

なが、A保護者によれば、

力 市教委の対応及び認識

なお、A保護者によれば、[REDACTED]

A保護者によれば、[REDACTED]

市教委の認識に戻る。重大事態の申請書については、事前に校長 g との間で協議した上で作成したものである。その中で、「いじめ対策調査会を臨時開催し、第三者の意見を聞く。」とあるが、これは、調査を調査会に依頼するという意味ではなく、あくまで調査の主体は B 中学校とし、調査会からは助言を受けるという意味である。この方針については、当時の指導課長 iにおいて判断し、教育長 k の確認を受けている。調査の主体を B 中学校とした理由については、[REDACTED]

[REDACTED] しかしながら、6.7.ケにおいて詳述しているように、この当時の市教委にいじめ防止対策推進法に基づく重大事態への対応について十分な認識があったとは考えにくい。B 中学校において調査するという判断をしていたのであればそのことは文書に明示されるべきである、「いじめ対策調査会を臨時開催し、第三者の意見を聞く。」などという曖昧な表現を用いるべきではなかった。また、B 中学校において調査を行うとされていながら、B 中学校に置かれる調査組織の構成員等も不明であり、後述するように市教委の指導主事が調査を行う等、ちぐはぐな対応が見られている。本来、本件を重大事態として認めたこの時期に法令による規定を再確認し、法令に則った対応がなされるべきであったが、当時、市教委担当者らが法令の規定を確認した様子は見られない。

A保護者によれば、[REDACTED]

しかし、A保護者によれば、

当時の状況について、市教委からの回答によれば、当時は「いじめ重大事態への理解が足りなかった」ため、重大事態の調査を学校と市教委のいずれかが担当することになっており、市教委が担当する際には調査会に調査を付託することになっていることについての認識がなく、速やかに調査会を開催して調査会委員に本件対応について相談するということにのみしていたとのことである。当時の状況を見れば、市教委の回答にあるように、市教委に「いじめ重大事態への理解が足りなかった」ことは明白である。だが、いじめ防止対策推進法は平成25年に施行されており、その後、流山市においてもいじめ防止対策推進法に基づいて平成27年に流山市いじめ防止対策推進条例が制定され、流山市いじめ防止基本方針が定められており、調査会の発足からも2年弱が経過しようとしていた。いじめ防止対策推進法が制定された直後ならともかく、このような段階において「いじめ重大事態への理解が足りなかった」という回答を行っていること自体が、市教委が抱える深刻な問題を象徴していると解されるべきである。教育行政を司る市教委は法令に則って業務を遂行しなければならない組織であり、教育に関わる重大な法令について理解がなかつたとしたらそのこと自体が許されざることである。こうした理解の不足から、市教委はこの当時、重大事態の調査が調査会に付託されるという誤解をA保護者に与えたものであり、その責任は重い。そして、その後の回答を見ても、市教委にこうした責任の重さへの意識は全く見られない。実際にこの時期に市教委に何が起こっていたのか、そして背景に何があったのかについて本第二次中間報告書で明らかにすることはできていないが、今後徹底的に検証がなされ、市教委が法令を遵守できるように抜本的な対策がとられなければならない。

3月23日、平成29年流山市教育委員会議第3回定期会が開催された。会議録によれば、この日の会議で指導課長よりいじめについて報告がなされ、教育長Kは「前回の調査会の件では、本市に関わっていた大学の先生がこうしたことに精通されており、解決に向けて努力していただきました。厳しい指摘もたくさんありましたし、私たちが今まで気づいていないこともありましたので、ご指摘いただいたことを加えていきたいと思います」「十分、教育委員会をあげて支援していきたいと思っています」と発言している。なお、「前回の調査会の件」とは、3月8日に開催された調査会の会議のことを指していると考えられる。

この頃

8月2日、調査会の会議が開催され、市教委から調査会に対して正式に本件調査の依頼がなされた。

6月27日、調査会の下に設置された調査委員会の第1回会議が開催され、調査委員会による調査が開始された。